

《研究ノート》 立正安国論に学ぶ

法然の選択集にたいする批判

《第四問答》

研究員 大島 啓 禎

前段までに悪法師が民衆を惑わし、為政者もその邪正を弁えないために、災難が続いて起こり民衆の苦しみもいよいよ増していると述べてきたが、この第四問答では、まず旅客の反論「聖僧賢侶であればこそ為政者をはじめ天下の人々が帰依するはずである、それを悪比丘として誹謗する謂れは何か、また誰のことを言うのか」とあるのに対して、具体的に法然こそ悪比丘であり、その著『選択集』が邪見謗法の説を成していることを指摘し論破するのである。本文について述べる前に、法然の略歴とその教義、及び『選択集』に簡単にふれておく。

法然は長承二年（一一三三年）美作国（岡山県）に生まれ、十五歳（一説には十三歳）で比叡山に登り出家受戒した。十八歳のとき黒谷の別所に隱遁し叡空に師事したが、ここで源信の『往生要集』を知ったらしい。のち遊学して諸宗の奥義を学び、智慧第一と称された。しかし、四十三歳のとき、善導の『観経疏』の一文によって回心し、以後、専修念仏の浄土門に転入した。やがて比叡山より下りて京洛中に教線を張ったが、文治二年（一一八六年）のちの天台座主顕真に招かれ談義を行なった大原問答の頃から、法然の専修念仏は各地に急速に広まり、関白九条兼実などの帰依を受け、

建久九年（一一九八年）には『選択集』を著わして浄土宗の教義を大成した。一方、浄土宗の急激な発展に対して、南都北嶺の旧仏教団や朝廷は危惧を感じ、法然門下の他宗誹謗や造悪無礙の説、さらに乱行の発覚を理由に弾圧を加え、建永二年（一二〇七年）ついに法然を土佐へ流罪と処した。法然はその年のうちに赦免となり、四年後には京へ戻ったが、建暦二年（一二二二年）八十歳で没している。

法然の浄土教は、源信の『往生要集』によって導かれ、善導の『観経疏』によって回心したと言われるが、その特徴は阿弥陀仏の本願に依って口称念仏を専修することにある。すなわち、まず仏教を聖道門と浄土門に分け、凡愚の機根は聖道門を捨てて浄土門に帰入するべきことを勧める。そして、浄土に往生する修行法としては、正行と雑行とがあるうち雑行を捨てて往生の経に基づく正行を選ぶのであるが、その正行にはまた正業と助業があるうち、正業である称名念仏を専ら修するのである。こうした称名念仏によって往生できるのは、偏に阿弥陀仏の本願に依るからで、この本願念仏を選びとるといふ立場、即ち法然の浄土教の特徴を著わしたものが『選択本願念仏集』なのであった。法然以前に南都北嶺で行なわれていた浄土教に比べてみると、三昧に入って浄土や仏を觀相するという一般民衆には困難な念仏行を捨てて口称の念仏を往生の正定業として採用したこと、しかも諸行往生ではなく称名念仏のみを専修するという立場をとったことが画期的で、浄土教を広く一般民衆が受容し得る条件整備でもあった。『選択集』は、そうした民衆化して広まる法然の浄土教の宗要を、教義上から理論的に確立したものである。全体は十六章に分かれ、各章とも篇目（標題）・引文（経や釈などの引用）・私釈（法然自身の解説）の三段から成り立っている。この書は、九条兼実の要請に応じて著わされたと言われるが、結文には「庶幾（たゞ）はくは一たび高覽を経て後に、壁の底に埋めて窓の前に遺すことなかれ、恐らくは破法の人をして、悪道に墮せしめざらむがためなり」と誠めているように、法然存命中は公開することを許さず、認可を得た高弟のみが伝授されたようである。

さて、日蓮聖人は『立正安国論』第四問答の主人の意見として、まず法然の『選択集』が一代の聖教を破し多くの衆生を迷わすものであると評し、その主張の誤りを五ヶ所より引用している。以下、五つの引用文について少し詳しく見しておく。

第一は、『選択集』の第一章（聖浄二門章）で、道綽の『安楽集』に従い浄土宗では一代聖教を聖道門と浄土門に分けるが、現今に流布している八宗はすべて聖道門であること、次に曇鸞の『往生論註』に説かれる二種の道について、難行道は聖道門、易行道は浄土門であるから、聖道門を捨てて浄土門に帰すべきことを主張する文である。

第二は、第二章（正雑二行章）よりの引用で、善導の『観経疏』巻第四に説かれる正雑二行について、五種の雑行のうち読誦雑行は浄土経以外の諸経を受持読誦すること、礼拝雑行は阿弥陀仏以外の諸仏菩薩等を礼拝することとし、さらに善導の『往生礼讃』の一文「ただ意を専らにしてなす者は、十は即ち十生ず、雑を修して心を至さざる者は、千が中に一もなし」に注目して、千中無一の雑修雑行を捨てて百即百生の専修正行をとるべきであると主張するものである。第三は、第十二章（付嘱阿難章）で散善の三福のうち読誦大乘を解説する一節を引き、定善・散善の二門について見れば、随他意としては定散二門を開いても、随自意ではこの二門の行法は閉ざされてしまふ、釈尊が付嘱流通するのはこうした諸行ではなく、念仏の一行のみである。それは弥陀の本願の故である、という主張を引いている。

第四の引用文は、第八章（具足三心章）から善導の『観経疏』の廻向発願心の釈、及び釈中に説かれる二河白道の喩に関連して外邪異見・別解別見などというのはすべて聖道門であると主張するものを引いている。

第五は、第十六章（付嘱身子章）において浄土三部経いずれも念仏一行を選択している点から、聖道門を闊いて浄土門に入るべきこと、また浄土門に入るためには雑行を抛って正行に帰すべきであることを主張するものである。

以上の五つの引用は、ほとんど法然の私釈である。しかし、引用の方法は実に断片的で、『選択集』の本文に直接あた

らないと意味がつかめなかつたり、意味を取り違える恐れがある箇所も存する。果して当時、『選択集』は、このように引用しても読む者にすぐ理解され得るほど流布していたのであろうか。

ところで、これらの引用文の後では、「(『選択集』では)曇鸞・道綽・善導の誤った解釈を引いて二門・二行を立て、法華・真言をはじめ一切の大乗経及び諸仏菩薩等を聖道門・難行・難行として捨閉闍抛の四字を用いて軽んじ、衆生を迷わし聖僧仏弟子を誘うが、これこそ無量寿経の誹謗正法であり、さらに法華経で一切世間の仏種を断じ末は阿鼻地獄に入ると説かれる謗法行為である」と、まとめて批判する。さらに、天台宗の伝統を省みて法然の浄土教流布の悪影響を歎き、その禁断を主張してこの問答を終わっている。従って、法然の説はまとめて破折されているが、引用文に即して細かく批判されていない。しかし他の御遺文を拝見すれば、一一の引用について批判すべき事項は明瞭である。例えば、第一の引用文の「准_レ之_ニ思_フ之_ヲ」という四文字は、『守護国家論』で、

「総_テ選択集ノ互_ニ二十六段_ニ作_ス無量ノ謗法_ヲ根源_ハ、偏_ニ起_ル此四字_{ヨリ}、誤_{レル}哉、畏_{シキ}哉。」(定遺107頁)

とまで言う重要な語句である。その他、聖道浄土の二門・難行易行の二道・正雜二行という浄土宗の基礎的教判義をはじめ、捨・閉・闍・抛の四字や百即百生千中無一などの謗法義は、御遺文の所々でくり返し批判されている。

ところで、日蓮聖人はこの『立正安国論』をはじめ『守護国家論』『念仏無間地獄鈔』などで法然の念仏義、『選択集』を批判しているが、法然の専修念仏が遼原の火の如く民衆に広まる一方、法然生前中から多くの批判弾圧を被ったことは、周知のとおりである。前述の承元の法難(法然の土佐流罪)以前に、延暦寺の衆徒が専修念仏の停止を天台座主に訴え、これに対して法然は『七箇条制誡』を記して門弟を誡め、起請を座主に提出している。また南都でも、貞慶が著わした『興福寺奏状』に見られるように、法然の浄土宗の禁断を院(後鳥羽上皇)に訴えることもあった。しかし、これらは教義的に専修念仏と諸行往生を認める念仏の対立ではあるにしても、実はもっと世俗的な問題にかかわっているの

である。法然の教団内部にも、そうした問題を起す要素が存していた。法然の死後も弾圧は続き、建保七年・元仁元年・嘉祿三年と立て続けに念仏停止が行なわれている。

一方、法然が死んだ年にそれまで密かに伝授されていた『選択集』が出版され、法然の浄土教が教団外から理論的に批判されるようになった。梶尾の明恵の『摧邪輪』『摧邪輪莊嚴記』をはじめ、堅者定照の『彈選択』が有名である。

これに対して浄土宗の門弟もまた、理論的に反駁する書を多く著わしている。こうした弾圧と批判の中で、法然の浄土教は多少の歪曲があったとしても、次第に民衆の中に広まっていった。そのことを日蓮聖人は熟知されていたであろう。民衆はあくまでも迷わされている、従ってその邪宗悪行の根本である法然の謗法を糾弾せずにはいられないのである。

民衆を救い真の仏法に導くために、まず教義上の理論から法然を破斥したのである。これは、南都北嶺の法然批判とは全く異なる行為である。明恵のごときは、初め法然の浄土教を認めていたが、『選択集』を一読してから直ちに非難の書を著わしたと言われる。

この問答では、世に賢聖と尊ばれる僧が実は謗法の悪侶であることを実証するものである。仏法の上から見て世上の混乱転倒の原因を法然に求めたが、法然自身は決して聖僧と敬まわれて生涯を送ることはできなかった。折りしも、『立正安国論』を著わした文応元年（一二六〇年）春頃、浄土宗鎮西派の発展に尽力し、後世第三祖に目される然阿良忠が鎌倉に入り、以後幕府の要人に取り入り聖僧と崇められたが、また日蓮聖人のご法難の元凶となるなどその悪侶ぶりはいくらも周知のとおりである。これも不思議な予兆であろうか。